

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例
主管課	財政課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の手数料の標準に関する政令 ・児童福祉法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (平成15年11月27日公布、同月29日施行) ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律 (平成15年7月4日公布、平成16年4月1日施行) ・公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律 (平成15年6月18日公布、平成16年3月1日施行) ・所得税法等の一部を改正する法律、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成15年3月31日公布、同年4月1日施行) ・使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年7月12日公布、平成15年1月11日、平成16年7月1日、平成17年1月1日施行)
<p>【改正の概要】</p> <p>1 別表2の表(保健福祉関係)の改正 児童福祉法、児童福祉法施行令関係 保育士試験 県実施の試験内容を全国統一的に平準化 保育士試験手数料の増額 8,900円 12,700円(標準政令どおり)</p> <p>2 別表4の表(農林水産関係)の改正 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正関係 米穀の販売業(卸売業・小売業)の登録制 届出制(事業規模が大きい業者のみ) 米穀卸売業登録申請手数料、米穀小売業登録申請手数料、米穀小売業変更登録申請手数料 削除</p> <p>3 別表5の表(土木関係)</p> <p>(1) 建設業法関係(公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律による一部改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営事項審査(経営状況分析を除く。)手数料 経営規模等評価手数料 8,500円と2,500円に審査に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額 8,100円と2,300円に評価に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額 ・経営事項審査(経営状況分析に限る。)手数料 経営状況分析手数料 15,900円(金額の変更なし) ・総合評定値通知手数料(新規、標準政令どおりの金額) 400円と200円に通知に係る建設業の種類数を乗じて得た額との合計額 <p>(2) 租税特別措置法、租税特別措置法施行令関係 法律、政令の改正により引用条項が移動したことに伴う規定整備</p> <p>4 別表6の表(その他) 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係 解体業、破砕業の許可関係(新規、標準政令どおりの金額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体業許可申請手数料 78,000円 ・解体業許可更新申請手数料 70,000円 ・破砕業許可申請手数料 84,000円 ・破砕業許可更新申請手数料 77,000円 ・破砕業の事業範囲変更許可申請手数料 75,000円 <p>引取業者、フロン類回収業者の登録関係(根拠規定及び手数料の名称を改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フロン回収破壊法の第二種特定製品引取業者 自動車リサイクル法の引取業者 ・フロン回収破壊法の第二種フロン類回収業者 自動車リサイクル法のフロン類回収業者 <p>特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施に関する法律の第二種特定製品(カーエアコン)に係る部分については、その枠組みが使用済自動車の再資源化等に関する法律に引き継がれ、使用済自動車として一体的に扱われることとなる。</p>	
施行日	公布日。ただし、2は平成16年4月1日、4は平成16年7月1日、4は平成17年1月1日